

お客様各位

平成26年 3月12日  
株式会社 東京商工リサーチ

## 消費税率改定のお知らせ(TSRポイントについて)

拝啓 貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年4月1日(「適用日」)から消費税法改正による税率の8%への引き上げが実施されます。

弊社商品につきましては適用日以降の提供分は税率8%で請求させていただきますが、TSRポイントの消費税請求に関して説明させていただきます。

### 記

#### ◎ 基本的な考え方

納税義務者(事業者)に対する消費税は決算書上の売上高に対して課税されます。

弊社の場合、TSRポイントを販売しても決算書上の売上高には算入されません。発生主義の考え方に基づき、ポイントの販売し、それがレポート等の形でお客様に納品された時点で初めて売上高が計上されます。これについては弊社管轄地の税務署である国税局麹町税務署より指導を受けております。

#### ◎ TSRポイントについて

平成26年3月31時点の残ポイントおよび未発送レポートの利用ポイントについて消費税差額(3%)を請求させていただきます。

上記の差額消費税請求書は平成26年5月初めに発送致します。

この機会にお手元のTSRポイントについては適用日までの早期の消化をおすすめ致します。なお、消費税取扱について、ご不明な点などありましたら弊社担当支社店までご連絡頂きたく、よろしくお願い致します。

敬 具